

【アメリカ】 ニューヨーク州における消費者保護規定の強化

トランプ（Donald J. Trump）政権下で連邦消費者金融保護局（CFPB）が大幅に機能・執行業務を縮小する中、ニューヨーク州で、2025年12月19日、45年ぶりに消費者保護規定（一般事業法第349条等）を改正する法律が成立した（S8416, Laws 2025, Chap.708. 2026年2月17日施行）。従来の第349条は、事業者の「欺瞞（まん）（deceptive）的行為」につき、州司法長官に、消費者に代わる事業者への差止め、損害賠償等を求める提訴を認め、当該訴訟の抗弁、損害賠償等の要件を定める簡素な規定であった。今回の改正の概要は次のとおり。①保護対象となる行為は、従来は「欺瞞的行為」のみであったが、これには法律に定義がなく、判例により、誤解を招く行為又は虚偽表示を含む行為とされてきた。今回、これに「不公正（unfair）な行為」及び「濫用的（abusive）な行為」を追加し、次のように定義した。「不公正な行為」とは、合理的に回避不可能かつ消費者等の利益により相殺されない重大な損害を生じさせる等の行為をいう。「濫用的な行為」とは、契約条件の理解を著しく妨げる行為、契約条件の理解不足等を不当に利用する行為等をいう（同条 a 項第 1 号、第 2 号）。②第 349 条の欺瞞的行為等に「新たな技術及び新興技術（new and emerging technologies）」による行為を含めた（第 348 条第 1 段落）。これにより、アルゴリズムによる決定過程、サブスクリプション契約の慣行等への注意義務が事業者に生ずる。③州司法長官は、従来の欺瞞的行為に加え、不公正な行為又は濫用的な行為について、従来の消費者に加え、中小事業者、非営利団体等に代わり、提訴が可能とされた（同条 b 項第 3 号）。④州司法長官は、州外の市場にサービスを提供する州内の事業者等に対し、提訴が可能であることが明記された（同条 b 項第 2 号）。 海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://legiscan.com/NY/text/S08416/2025>

【アメリカ】 トランプ政権における AI（人工知能）に関する 3 つの大統領令

トランプ（Donald J. Trump）大統領は、就任以来、AI に関する 3 つの大統領令を発出してきた。1 つ目は、バイデン（Joe Biden）前大統領が発出した多数の大統領令を廃止する、2025年1月20日の大統領令第14148号である（90 Fed Reg 8237）。廃止の対象には、2023年に発出された AI に関する大統領令第14110号（本誌 No.298-1, 2024.1, pp.2-3 参照）が含まれる。2 つ目は、2025年1月23日の大統領令第14179号である（90 Fed Reg 8741）。これは、アメリカの経済競争力、国家安全保障等を促進するため、AI における世界的な優位性の維持等を政府の方針とし（第 2 条）、上記大統領令第14110号に基づき実施された政策等のうち当該方針に反するものを撤回等とするものである（第 5 条）。3 つ目が、同年12月11日の大統領令第14365号である（90 Fed Reg 58499）。これは、①州ごとに異なる AI 規制を企業が遵守することの困難、②イデオロギー的に偏向した AI 規制を求める州法の傾向、③州法が州際通商を侵害する可能性等から、現政権は連邦議会と共に AI に関する連邦基準を定めなければならないが、それまでは有害な州法の規制が不可欠であるとする（第 1 条）。さらに、企業の負担を最小限とする AI の連邦政策枠組みを通じた、AI における世界的な優位性の維持等を政府の方針とし（第 2 条）、当該方針に反する州法に異議を申し立てる AI 訴訟タスクフォースを、当該大統領令発出から 30 日以内に連邦司法長官が設置するとした（第 3 条）。商務長官は、当該大統領令発出から 90 日以内に、各州の AI 法を評価し、一定の州に連邦補助金の受給資格がないことを定める（第 4 条、第 5 条 a 項）。連邦省庁は、上記方針に反する州法を制定しないこと等を州への補助金支給の条件とするか否かを決定する（同条 b 項）。 海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-12-16/pdf/2025-23092.pdf>

【カナダ】市民権法の改正

2025年11月20日、2025年市民権法改正法（S.C. 2025, c.5. 以下「改正法」）が裁可され、同年12月15日に施行された。カナダの市民権は、同国内での出生、市民権を有する者からの国外での出生、市民権を有する者による養子縁組や帰化により付与される。その要件は、市民権法（R.S.C., 1985, c.C-29）に規定される。しかし、①市民権を有する親から国外で出生した第一世代（子の世代）までに市民権付与の範囲を限定した2009年改正の主要規定について、2023年12月19日にオンタリオ州上位裁判所が違憲判決を下したこと（2023 ONSC 7152）、②2009年改正前の特定期間に国外で出生した第二世代（孫の世代）以降に対し市民権保持の手続を認めていた同法第8条が同改正により廃止され、市民権を喪失した者を救済する必要が生じたことが課題となっていた。①②に対処する改正法は、全7か条から成る。主な内容は次のとおりである。

国外出生者に対する市民権は、市民権を有する者から改正法施行前に生まれ（又は市民権を有する者により改正法施行前に養子縁組され）、2009年改正がなければ市民権を有していたはずの全ての者に付与される。他方、改正法施行日以降に国外で出生した者が市民権を取得するには、その出生前に、国外で出生した市民権を有する親が少なくとも1,095日間（おおよそ3年間）、カナダに滞在したことが必要とされる（この要件を「実質的な関わり」という。市民権法第3条第3項）。養子縁組についても同様の規定が設けられた（同法第5.1条第4項）。また、同法旧第8条関連の市民権喪失者に対して市民権が回復された（同法第3条第1項）。

社会労働調査室・河合 美穂

・ https://lois-laws.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2025_5/FullText.html

【カナダ】オンタリオ州の林野火災に関する法律の改正

オンタリオ州では、2025年の火災（予防）期間（4～10月）中、643件の林野火災が発生し、約60万haが焼失した。気候変動により火災被害の深刻化が予測される中、地域社会や産業への悪影響に対する住民や政府等の共同責任を強化して、リスクを認識し事前に軽減するため、森林火災予防法（R.S.O. 1990, c.F.24）の1999年以来の大幅な改正が行われた。同法の改正法は、2025年12月3日に制定され、一部を除き、2026年1月1日に施行された（S.O. 2025, c.17, Sched.1）。全45か条から成る。改正後の主な内容は次のとおりである。

法律名は、林野火災管理法に変更された。林野火災管理とは、予防のみならず、軽減、準備、対応、回復の措置等を含む（第1条。以下、条名は全て同法のもの）。同法が適用される火災地域（州北東部、北西部、中央部）内の自治体や団体等には、林野火災管理計画の策定が義務付けられた（第14条）。火災現場の検証等を担当する林野火災監視指導官（以下「指導官」）等の特命職員が新設された（第4条、第5.2条）。指導官は、消火等のため、私有設備の使用や動員等が可能とされ、天然資源大臣（以下「大臣」）は、その報酬や条件を定める規則を制定することができる（第7条）。また、火災地域内の火気制限地域（乾燥や消防資源の枯渇といった理由により大臣が制定する。）外における屋外での火気使用が火災（予防）期間中に限り、指導官による許可証が発行された場合等を除き、禁止された（第11条）。さらに、緊急の際には、（大臣が制定する）林野火災緊急区域内において、避難等に必要と認める命令を大臣が発出することができるなど、その権限等が明確化された（第23条）。大臣は、林野火災管理に関する協定を（他州等と）締結することも可能となった（第19条）。

社会労働調査室・河合 美穂

・ <https://www.ontario.ca/laws/statute/90f24>

【イギリス】犬、猫及びフェレットの持込みを規制する法律

英国への犬、猫及び（英米でペットとして人気の）フェレット（以下「犬等」）の持込みには、非商業的移動（旅行）と商業輸入がある。非商業的移動は同化された法（EU法を国内法として組み込んだ法律）により、商業輸入はイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各地域で別個の規則により規制されている。従来、商業輸入をより要件の緩やかな非商業的移動に偽装した違法輸入の問題が動物福祉団体等から指摘されていた。2025年12月2日、新たに犬等の持込みを規制するため、「2025年動物福祉（犬、猫及びフェレットの輸入）法」が制定された。同法は、全8か条から成り、一部を除き英国全域に適用される。また、一部を除き本稿執筆時点で未施行である。主な内容を紹介する。各地域において主務大臣等の所管当局が犬等の持込み（非商業的移動と商業輸入の両方を指す。）に関する規則（以下「新規則」）を制定することを認める（第1条）。イングランド、ウェールズ及びスコットランドの新規則では、まず①生後6か月未満、②妊娠42日を超えた妊娠中であるか、③医療目的以外の耳、尾、爪等の切除処置を受けた犬・猫の当該地域への持込みを禁止しなければならない（現行規則では、生後15週未満又は妊娠期間の終期10%の期間の犬・猫の商業輸入を禁止。）（同条）。新規則において、犬等の持込みの禁止又は制限に関する法令への違反に刑事罰を創設することを認める（第2条）。イングランド、ウェールズ及びスコットランドにおける犬等の非商業的移動の要件（1人につき5頭まで）を改正し、①自動車の場合は1台につき5頭まで、その他の場合は1人につき3頭まで、②飼い主が犬等に同行しない場合は、飼い主は犬等の到着前後5日以内に入国しなければならないとする（第5条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/30>

【フランス】銀行詐欺対策を強化するための法律の制定

EU域内では、単一ユーロ決済圏（EU加盟27か国を含む36か国の間で、企業や個人が、国内送金と同様にユーロ建ての送金・支払を行うことを可能にする決済サービス及びその実施地域を指す。）における決済の安全性を確保するための取組が広範に行われている。そうした取組の一環として、フランスでは、銀行詐欺対策を強化するための2025年11月6日法律第2025-1058号（以下「2025年法」）が制定された（全5か条）。その主な内容は、次のとおりである。①決済サービス提供者間の情報共有を促進する目的で、不正利用が疑われる銀行口座の全国データベースを設ける（2025年法第1条による通貨・金融法典L第521-6-1条の創設。2026年5月6日施行）。当該データベースは、フランス銀行が管理する。決済サービス提供者は、その内部の不正防止対策により疑わしいと判断された口座の情報を提供しなければならず、不正利用を疑う理由がなくなった場合には、直ちに訂正を行わなければならない。また、社会保障及び家族手当保険料徴収連合（URSSAF. 社会保険料の徴収等を行う機関）は、不正利用の可能性があると判断した口座をフランス銀行に報告することができる。②2025年法第3条（2025年11月8日施行）は、通貨・金融法典L第131-84条を一部改正し、(i) 偽造等を理由に小切手を拒否した支払人等に対して、可能な限り速やかにフランス銀行に通報する義務を課すとともに、(ii) デクレ（政令）により、支払人がフランス銀行に通報する手続、条件及び期限を定めることとしている。

海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000052533262/>

・ <https://www.vie-publique.fr/loi/300664-loi-du-6-novembre-2025-renforcer-la-lutte-contre-la-fraude-bancaire>

・ https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/denshi/202409/index.html#page=49

【ドイツ】製品の安全に関連する諸法律の改正

EU加盟国において、市場に流通し、提供される製品の安全性について規定するEU一般製品安全規則（規則(EU) 2023/988。以下「規則」）が、2024年12月13日に施行された。規則は、EU指令2001/95/EC（一般製品安全指令。以下「安全指令」）の内容を改定し、加盟国に直接適用される規則とするものである。規則の制定により、①オンライン市場を提供する事業者に対し、危険な製品の2営業日以内の販売停止を命じる権限を市場監視機関に付与するなど当該機関の権限を強化する改革が行われたほか、②a)製品の安全に責任を負う事業者がEU域内にある場合にのみ、当該製品を域内で上市でき、b)リコールの責任を負う事業者は、修理、交換、返金のうち少なくとも2つの選択肢を速やかに提示するといった新たなルールが設けられた。

規則実施のための国内法整備として、製品安全法、食品・日用品・飼料法典（LFGB）等6本の法令を改正する法律案が、2025年12月に連邦議会で可決され、2026年1月に連邦参議院の同意を得た後、同年2月5日に公布された（同月19日施行）。安全指令及びEU指令87/357/EEC（食品類似製品等の誤用防止のための指令）が規則により廃止されたため、これらの指令を実施するための規定が削除されたほか、製品安全法につき、次の改正が行われた。①市場への製品提供の許可条件に規則の基準の充足を追加し（第3条）、市場監督機関が連邦労働安全衛生庁に報告すべき事項として、規則の基準を充足していない規格を追加し（第4条、第5条）、②GSマーク（製品の安全性を保証するドイツの認証マーク）取得の要件として、規則の基準の充足を追加し（第20条）、③規則違反の場合の過料を定めた（第28条）。 憲法課・山岡 規雄

・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2023/988/oj>

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/29/VO>

【イタリア】EU電池規則に対応する立法命令の制定

2026年2月、2026年2月10日立法命令第29号「指令2008/98/EC〔廃棄物枠組み指令〕及び規則(EU)2019/1020〔市場監視規則〕を改正し、指令2006/66/EC〔電池及び蓄電池指令〕を廃止する、電池及び使用済み電池に関する2023年7月12日の欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1542〔電池規則〕に国内法令を適応させるための規定」（以下「2026年命令」）が制定された（〔 〕内は筆者による補記）。2026年命令は、全39か条附属書2部から成り、同年3月7日に施行された（第39条）。なお、立法命令とは、法律により与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する命令で、法律と同等の効力を有する。2026年命令の題名にある電池規則は、EU市場に電池を上市する生産者に、拡大生産者責任（廃棄物となった製品の管理において、当該製品の生産者が財政的な責任等を負うこと）を課している（第56条）。2026年命令は、この拡大生産者責任に関する義務の履行を実効性のあるものとするため、関連規定の見直しを行っている。その代表的な内容として、使用済み電池の回収、処理等に関する全国的な調整を行う「全国電池及び蓄電池調整センター」を「電池調整センター」と改称し（第22条）、その役割を拡充している（第23条）。具体的には、従来の啓発キャンペーンの実施や回収等に関するデータの報告等に加えて、同センターが、回収目標の達成に向けた適切な措置を講じ、当該目標が達成されなかった場合には、（生産者の委託する）使用済み電池の管理を行う団体等に対して是正措置を講ずることなどを定めている（同条）。このほかにも、2026年命令は、回収義務の不履行等に対する過料（第34条）などを定めている。 海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>

・ <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2026/03/06/54/sg/pdf>

【ロシア】不動産管理会社に特定の国産メッセージアプリの使用を義務付ける法改正

2025年3月、ロシアのテクノロジー企業VKは、「MAX」というメッセージアプリのベータ版をリリースした。開発の背景には、ロシア国内で人気のあるメッセージアプリが外国企業の開発したものであり、ロシア政府がそれを安全なサービスではないとみなしている状況がある。

2025年7月、ロシアのプーチン（Vladimir Putin）大統領は、ロシア国産のメッセージアプリに政府サービスや銀行サービスの機能を統合し、本人確認や銀行取引の効率化を目指すという方針を表明した。実際に、2025年6月に制定された連邦法第156号「多機能情報交換サービスの創設について」では、同年9月1日以降に発売されるモバイル機器に「MAX」をプリインストールすることが義務付けられている。以上のような国産メッセージアプリの普及を目指す試みの一つとして、2025年12月29日、連邦法第529号「ロシア連邦住宅法典及びロシア連邦の首都の地位に関する法律第20条の改正について」が制定され、同日から施行された（ただし、以下の不動産の管理会社に関する規定については2026年9月1日から施行）。

今回の法改正により、不動産の管理会社に対して、「MAX」で建物全体を対象としたチャットを作成し、それを利用して不動産所有者や入居者とコミュニケーションを取ることが義務付けられる。不動産所有者及び入居者が「MAX」を活用するメリットとしては、管理会社が変わってもチャットのリンクが維持されることや、情報の安全性や信頼性が確保されること等が挙げられている。なお、2025年12月から、ロシアとベラルーシに加えて、独立国家共同体（CIS）諸国の国民も「MAX」を使用することが可能になった。

海外立法情報課・堀田 主

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202512290017>
- ・ <https://rg.ru/2025/12/28/putin-podpisal-zakon-o-domovyh-chatah-v-max.html>

【韓国】国民年金改革のための国民年金法改正

韓国では、一定の要件（職域年金加入者（公務員、軍人、私立学校教職員及び一部の郵便局職員）、専業主婦（夫）等）に該当する場合を除き、18歳以上60歳未満の者は国民年金への加入が義務付けられる。1988年に始まった国民年金は、その後対象者を徐々に拡大し、1999年に国民皆年金の体制を整えた。事業場加入者（会社員等）、地域加入者（自営業者等）等の区分があり、前者の年金保険料は使用者と折半される。日本の第3号被保険者に相当する区分はない。

開始当初の国民年金の保険料率は3%、所得代替率（一定の計算式により算出された加入期間中の平均所得月額に対する年金受領額の割合）は70%であったが、年金財源の安定性確保のため、保険料率の段階的な引上げが実施され、1998年以降は9%で推移してきた。他方、所得代替率については、2028年以降は40%となるよう段階的な引下げが実施されてきた。

少子高齢化が急激に進行する中、国民年金財政は厳しい状況に直面しており、2023年3月に公表された「第5次国民年金財政推計結果」では、現行制度を維持した場合、国民年金財政は2041年に赤字に転じ、2055年には積立金が枯渇することが見込まれている。国民年金制度を持続させるために必要な改革を実施するため、2025年4月2日、国民年金法が改正された（法律第20903号、2026年1月1日施行）。今回の法改正により保険料率が27年ぶりに改定され、法改正前の9%から毎年0.5%ポイントずつ引き上げられて2033年以降13%となる（第88条及び附則第3条）。他方、所得代替率については40%への段階的引下げを廃止し、2026年から43%（2025年現在41.5%）に引き上げられた（第51条）。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_A2F5B0R3D2W0F1N4J2E6L4R9L3N6H4&currMenuNo=2600044

【韓国】理工系人材の育成・確保・支援のための法改正

近年、理工系分野の優秀な人材を確保する動きが世界的に激しさを増している。韓国においても、2004年の国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法（法律第7204号）制定以後の学齢人口減少などの環境変化に対応すべく、同法を一部改正する法律案が2024年11月28日、国会で可決された（法律第20570号。同年12月20日公布、2025年6月21日施行）。

主な内容は、次のとおりである。理工系人材の育成・支援のため政府が5年ごとに策定する基本計画に盛り込まなければならない事項に、理工系学部生・大学院生、理工系博士学位取得者及び若手研究者の養成、外国人等の優秀な理工系人材の誘致、仕事と生活の両立のための環境整備等が追加された（第4条第3項）。具体的な規定も整備され、まず研究奨励金を受給した理工系学部生が一定期間内に理工系の職務に従事しなくても、受給した研究奨励金の返還を求められなくなった（第9条の2）。また、政府は、理工系大学院生への研究生活奨励金の支給（第9条の3）、大学・研究機関における理工系博士学位取得者支援の標準指針の作成（第9条の4）、外国人等の優秀な理工系人材への研究奨励金の支給及び査証発給等の便宜供与（第21条の2）等が可能となった。研究機関に対しても、研究者からの育児を目的とする労働時間短縮の要請について、一定の条件を満たすときは、3年以内の範囲で許可を義務付けた（第24条の2）。

なお、理工系分野の学習意欲を喚起するため、小中高等学校における人工知能（AI）を活用したデジタル教科書の普及・活用を国・地方公共団体に義務付けたが（第8条第2項第1号）、その後の法改正により教科書として扱われないこととなった（本誌 No.305-2, 2025.11, p.27 参照）ため、この規定は削除された。

関西館アジア情報課・阿部 健太郎

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J2C4N1D1M0L8Q1W3W0D9M1C2M8B3H4

【中国】国家通用言語・文字法の改正

習近平政権は、国内各民族を包摂する「中華民族」としての共同体意識を形成するため、2023年に習近平国家主席が「言語によって心を通わせ、運命をつなぐ」と述べるなど、統一的な言語・文字の使用を強化している。加えて、同政権が唱える自国の「文化に対する自信」の強化、インターネット上の言語・文字の乱れの是正等も目的とし、北京方言等を基にした標準語及び簡体字を国家通用言語・文字に定めた国家通用言語・文字法（2000年制定）が初めて改正され、2025年12月27日公布、2026年1月1日施行された（中華人民共和国主席令第66号）。

改正法は、全5章32か条から成る。制定目的に、中華民族共同体意識の形成、「文化に対する自信」の定着等が加えられた（第1条）ほか、主な改正部分は次のとおり。いかなる組織・個人も、公民（国民）による国家通用言語・文字の学習等を妨げてはならない（第4条）。国家通用言語・文字の使用は、中華民族共通の精神的基盤の構築等に有利なものでなければならない（第5条）。県級以上の政府は、言語・文字事業の経費を予算に計上しなければならない（第7条）。毎年9月第3週を、国家通用言語・文字の宣伝普及週間とする（第8条）。教育を受ける者は、義務教育完了までに、国家通用言語・文字を習得できていなければならない（第11条）。インターネット上の番組、ゲーム等での言語・文字の使用は、国家通用言語・文字を基本とし（第15条）、国内における国際展覧会・国際会議等で外国の言語・文字を使用するときは、国家通用言語・文字で併記しなければならない（第16条）。国家通用言語・文字が基準等に従い使用されていないときは、組織・個人は、関係機関に通報することができ、通報を受けた機関は速やかに対処しなければならない（第28条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251227_450731.html

【中国】国民読書促進条例の制定

2012年の習近平政権発足後、「国民読書促進」は、国民の知的水準を高め、同政権が唱える「書香社会（読書に親しむ社会）」を築き、自国の「文化に対する自信」を高め、「文化強国」を実現する上で、重要な方策と位置付けられた。2017年制定の公共図書館法（本誌No.276, 2018.6, pp.89-107 参照）では、国民の読書活動の促進が、図書館等に義務付けられた。同法等に基づき、地方法規、党・政府の政策文書等を踏まえ、国务院の行政法規として、国民読書促進条例が、2025年12月9日に公布、2026年2月1日に施行された（中華人民共和国国务院令第823号）。

本条例は、全6章45か条から成る。国民の読書促進、書香社会の建設推進、国民の道徳的素質や科学的・文化的素養の強化等のため制定される（第1条）。国民読書促進の業務では「習近平文化思想」を貫徹し、国民の読書の習慣を育み、能力を高め、社会に読書の気風を作る（第2条）。国の報道出版部門は、関係業務の責任を負い、業務計画を策定する（第5条、第6条）。

毎年4月第4週を国民読書活動週間とする（第13条）。地方政府は、国民読書施設（図書館等）を科学的合理的に計画・配置し（第19条）、実店舗書店の発展を支援する（第25条）。国は、国民の読書を促進する新技術等の開発・応用を奨励し（第17条）、優れた電子書籍の供給を推進し（第26条）、読書促進に関係する文化産業の発展を奨励・支援する（第27条）。

各教育機関は、教育を受ける者の読書促進の活動を行う（第31条～第33条）。国の報道出版部門は、少年・児童及び農村向けの読書計画を策定する（第29条、第34条）。国は、農村等の読書活動を援助し（第28条）、各民族の国家通用言語・文字での読書能力を高め（第35条）、障害者用出版物の提供を奨励する（第37条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content_7051858.htm

【オーストラリア】接客業務従事者への危害を罰するための法改正（ヴィクトリア州）

2025年6月、豪州の小売業の業界団体である豪州小売協会は、小売業者の約51%で客からの身体的暴力が月1回以上発生し、小売店等で働く労働者の約87%が言葉による暴力を経験したことを公表した。ヴィクトリア州（以下「VIC」）では、小売店等で働く労働者への暴力が増加すると予想されるクリスマスシーズンを前に、同年12月9日、このような労働者への暴力の抑止を目的とした法律が制定された。施行日は、一部を除き翌10日、主な被改正法（州法）は、1958年犯罪法（以下「1958年法」）及び1966年略式起訴犯罪法（以下「1966年法」）である。なお、略式起訴犯罪（Summary offence）とは、略式起訴で足りる比較的軽い犯罪をいう。

主な内容は、次のとおりである。対象となる接客業務従事者（applicable customer-facing worker. 食品・飲料の小売（ファストフード店等）、物品の小売・貸出し、旅客の輸送等に従事する者。1958年法第31条第2A項、1966年法第51C条）であることを知りながら、又は全くそのことに無頓着に（reckless）、その業務の遂行に関連して当該接客業務従事者に対して行う次の行為を犯罪とした。①暴行し、又は暴行すると脅迫する行為。法定刑は、5年以下の拘禁刑である（1958年法第31条（暴行罪）第1項にbb号を追加。法定刑は、bb号以外の暴行罪と同じ。）。②正当な理由なく、冒とく的な、下品な、卑わいな、脅迫的な、虐待的な、又は侮辱的な言葉を使用する行為。法定刑は、25ペナルティユニット（penalty unit: PU. VICの1PUは、203.51豪ドル。1豪ドルは約107円）以下の罰金又は6か月以下の拘禁刑（1966年法に第17AA条を追加）。③（略式起訴犯罪に該当する）暴行。法定刑は、60PU以下の罰金又は6か月以下の拘禁刑（1966年法に第51D条を追加）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://content.legislation.vic.gov.au/sites/default/files/2025-12/25-052aa-authorized.pdf>

【オーストラリア】国家 AI（人工知能）計画の公表

2025年12月2日、豪州政府は「国家 AI 計画（National AI Plan）」（以下「計画」）を公表した。計画は、3つの目標を掲げ、目標ごとに3つの実施すべき行動を規定する。具体的には（丸括弧内は行動の内容）、①「好機を捉える」（情報通信技術を活用したスマートインフラの構築、豪州の AI における競争力の支援、AI 関連の投資の誘致）、②「AI の恩恵を広める」（AI 導入の拡大、労働者の支援・訓練、公共サービスの改善）、③「豪州国民の安全確保」（AI による危害の軽減、責任ある AI 導入の促進、グローバルな規範との連携）である。

各目標の主な内容は次のとおり。①国内外からのデータセンターへの投資の誘致を重視する一方、データセンターの大量の電力消費（2024年は約4TWh（1TWhは1兆Wh）。送電網から供給される電力量の約2%に相当。）の現状を、再生可能エネルギーへの投資促進の好機とし、家庭や企業への低価格のエネルギー供給の維持につなげる。②国民全てが年齢、居住地、性別を問わず AI の恩恵を受けられるようにする。特に、デジタル・経済格差により不利な立場にある先住民族、女性、障害者、遠隔地居住者への AI 技術の研修や能力開発の支援に留意する。③ AI の規制に関し、包括的規制（EU のような分野横断的単一法の制定による規制）ではなく、既存の分野別規制法に基づき行うアプローチを採用した。今後対応を検討する既存法として、AI 分野における著作権法適用の見直し（今回の計画では、AI 学習のための著作物の利用は著作権侵害にならないとする「テキスト・データマイニング例外規定」は、産業界の要望にかかわらず見送られた。）、個人情報保護と、社会・経済に利益となる形での同情報の利用・共有との均衡を図るためのプライバシー法の改正等がある。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.industry.gov.au/sites/default/files/2025-12/national-ai-plan.pdf>